

# 平成 26 年度埼玉県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月  
埼玉県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	① 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1】 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制 充実支援事業	【総事業費】 1,404,314 千円
事業の対象 となる区域	県全域	
事業の実施主体	埼玉県医師会、郡市医師会	
事業の目標	全ての市町村が平成 30 年度までに介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業を実施できるよう、県が基礎となる仕組みとして医療面の連携を中心とした在宅医療提供体制の充実のための拠点を整備する。 在宅医療連携拠点 平成 27 年度：15 か所／平成 28～29 年度：30 か所	
事業の期間	平成 27 年 1 月～令和 3 年 3 月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の達成 状況	<p>平成 27 年度においては、事業の検討会を開催し、平成 27 年度中に在宅医療連携拠点を整備する 15 地域を決定、市町村や県医師会・郡市医師会との調整を行い、県内 15 の地域において在宅医療連携拠点を整備した。</p> <p>平成 28 年度においては、市町村及び県医師会・郡市医師会との調整を行い、県内 14 地域（H27 整備数と合わせ計 29 地域）において在宅医療連携拠点を整備した。</p> <p>残り 1 地域は平成 29 年 4 月 3 日に整備が整い、平成 29 年度には県内に 30 ある全ての郡市医師会の地域において在宅医療連携拠点の設置が完了した。</p> <p>在宅医療連携拠点の機能強化、コーディネータの資質向上を図るための研修会を引き続き実施した。（H28～R1：計 7 回）</p> <p>平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度においては、在宅医療提供体制の更なる充実を図るため、在宅医療連携拠点の事業として、在宅療養患者の症状が急変した際などに入院できる一時入院ベッドの確保を実施した。（30 在宅医療連携拠点）</p> <p>令和 2 年度は、ACP の普及啓発及び ACP を実践できる人材を育成するための研修会を実施した（30 在宅医療連携拠点）</p>	
事業の有効 性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>在宅医療提供体制充実のために、全県 30 地域で在宅医療連携拠点を整備する具体的手順が明確になった。在宅医療連携拠点を設置し、介護にも精通した看護師等をコーディネータとして配置することで、在宅を希望する方を訪問診療医や訪問看護師などの関係職種につなぎ、患者や家族からの相談及び介護職等の関係職種からの医療面の相談に応じる体制が地域に構築された。</p> <p>在宅療養患者の症状が急変した際などに入院できる一時入院ベッドを地域の医療機関に確保し、医師の負担の軽減につながるなど、訪問診療を行う医師へのインセンティブの一つとなった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県全体で在宅医療提供体制充実のための大枠の考え方を整理することができた。関係市町村が平成 30 年度に介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携に関する相談支援を実施できる体制が整った。在宅医療連携拠点を設置することで、地域の医療機関や介護事業者及び住民への認知も広がり、在宅医</p>	

	療・介護の連携が推進された。 各拠点の横連携が広がることで、退院支援の具体的な事例、地域包括支援センター等との連携状況などを共有し、全体のレベルアップにつながった。
その他	